

第9章 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

① 施設で養育が必要なこども数の見込み

(1) 現行計画における基本的な考え方

現行計画では、家庭養育優先理念に基づき、すべてのこどもに家庭的な養育環境を整えることをめざし、令和11年度末に乳児院と児童養護施設において本体施設を含め、すべて家庭的な小規模グループケアとすることを目標とした。

計画策定時点から5年後（令和6年度）及び10年後（令和11年度）において、里親等委託数及び施設で養育が必要なこども数は以下のとおり見込んだ。

(再掲) 図表8-1 里親等委託率目標および施設で養育が必要なこども数

| | 要保護児童数 | 里親等（里親・FH） | | | | | | | | 施設（乳児院・児童養護施設） | | | | | | | |
|-----------|--------|------------|-------|------|-------|-------|-------|-----|-------|----------------|-------|------|-------|-------|-------|-----|-------|
| | | 0～2歳 | | 3～5歳 | | 6～17歳 | | 計 | | 0～2歳 | | 3～5歳 | | 6～17歳 | | 計 | |
| | | 人数 | 率 | 人数 | 率 | 人数 | 率 | 人数 | 率 | 人数 | 率 | 人数 | 率 | 人数 | 率 | 人数 | 率 |
| H30実績 | 1,168 | 18 | 9.7% | 27 | 13.9% | 150 | 19.0% | 195 | 16.7% | 168 | 90.3% | 167 | 86.1% | 638 | 81.0% | 973 | 83.3% |
| H31(R1)見込 | 1,180 | 20 | 10.6% | 29 | 14.8% | 159 | 20.0% | 208 | 17.6% | 168 | 89.4% | 167 | 85.2% | 637 | 80.0% | 972 | 82.4% |
| R6(5年後) | 1,182 | 48 | 25.5% | 57 | 29.1% | 215 | 26.9% | 320 | 27.1% | 140 | 74.5% | 139 | 70.9% | 583 | 73.1% | 862 | 72.9% |
| R11(10年後) | 1,180 | 77 | 41.0% | 84 | 42.9% | 270 | 33.9% | 431 | 36.5% | 111 | 59.0% | 112 | 57.1% | 526 | 66.1% | 749 | 63.5% |

(2) 本計画における施設で養育が必要なこども数の見込み

第5章において代替養育を必要とするこども数の見込み以下のとおり算出した。

(再掲) 図表5-7 代替養育を必要とするこども数見込み

| | 大阪市の代替養育を必要とするこども数 (児童自立支援施設・児童心理治療施設を除く) | | | | 措置延長となるこども数 | | 代替養育必要総数 |
|-----|--|------|-------|---------------|-------------|-----|----------|
| | 0～2歳 | 3～5歳 | 6～17歳 | 合計 (0～17歳) | 18歳 | 19歳 | |
| R6 | 134 | 139 | 769 | 1,042 | 45 | 16 | 1,103 |
| R7 | 134 | 136 | 768 | 1,038 | 55 | 12 | 1,105 |
| R8 | 136 | 131 | 763 | 1,030 | 55 | 14 | 1,099 |
| R9 | 140 | 128 | 756 | 1,024 | 55 | 14 | 1,093 |
| R10 | 140 | 127 | 747 | 1,014 | 55 | 14 | 1,083 |
| R11 | 140 | 129 | 734 | 1,003 | 54 | 14 | 1,071 |

第8章において里親等委託の将来5年間の目標については、次のとおり仮置き数値を記載している。

【仮置き数値】

| 里親等委託率 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 3歳未満 | 40.3% | 44.1% | 46.4% | 50.7% | 55.0% |
| 就学前 | 45.6% | 51.9% | 57.0% | 62.2% | 65.1% |
| 学童期以降 | 27.1% | 28.5% | 30.2% | 31.7% | 33.7% |

これに代替養育を必要とするこどもの見込み数に乗じると次のとおりとなる。

図表9-1 里親等委託目標人数

| 里親等委託数 | 3歳未満 | 就学前 | 学童期以降 | 小計 | 18歳 | 19歳 | 合計 |
|--------|------|-----|-------|-----|-----|-----|-----|
| 令和7年度 | 54 | 62 | 208 | 324 | 15 | 3 | 342 |
| 令和8年度 | 60 | 68 | 217 | 345 | 16 | 4 | 365 |
| 令和9年度 | 65 | 73 | 228 | 366 | 17 | 4 | 387 |
| 令和10年度 | 71 | 79 | 237 | 387 | 17 | 4 | 409 |
| 令和11年度 | 77 | 84 | 247 | 408 | 18 | 5 | 431 |

この数を代替養育の必要数全体から差し引きすると施設養育の必要数となる。

図表9-2 施設で養育が必要なこども数見込

| | 3歳未満 | 就学前 | 学童期以降 | 小計 | 18歳 | 19歳 | 合計 |
|--------|------|-----|-------|-----|-----|-----|-----|
| 令和7年度 | 80 | 74 | 560 | 714 | 40 | 9 | 763 |
| 令和8年度 | 76 | 63 | 546 | 685 | 39 | 10 | 734 |
| 令和9年度 | 75 | 55 | 528 | 658 | 38 | 10 | 706 |
| 令和10年度 | 69 | 48 | 510 | 627 | 38 | 10 | 675 |
| 令和11年度 | 63 | 45 | 487 | 595 | 36 | 9 | 640 |

(3) 施設養育の必要数に関する課題等

本計画期間における各年度の施設入所枠を確認するため、乳児院及び児童養護施設に対して、①現在予定されている施設整備が順調に進むこと、②現行措置費制度において必要と考える加算認定がされる定員形態、を前提に、児童を受け入れる場合の最大限の入所可能枠の見込みについて調査した。

その結果、令和6年度から11年度にかけての施設受け入れ定員は図表9-2のとおりとなり、当初整備計画における受け入れ定員図表8-1を下回る見込みとなった。当初整備計画からの変動要因としては、施設の小規模化・地域分散化を推進するための用地確保が困難な状況にあることが大きな要因である。また、施設の小規模化・地域分散化に伴い、対応する職員数についても増やす必要が生じている。

図表9-3

| 入所枠 | 乳児院 | 児童養護 |
|-----------------|-----|------|
| 前期 (R2~6) | 173 | 746 |
| 後期 (R7~11) | 164 | 631 |
| 最終形 (概ね10年後) | 161 | 588 |

図表9-4

| 入所枠 | 乳児院 | 児童養護 |
|--------|-----|------|
| 令和6年度 | 198 | 798 |
| 令和7年度 | 186 | 688 |
| 令和8年度 | 174 | 683 |
| 令和9年度 | 169 | 690 |
| 令和10年度 | 163 | 661 |
| 令和11年度 | 137 | 575 |

各年度における代替養育の必要数について、3歳未満は乳児院に3歳以上は児童養護施設に措置されると見込む場合の必要数と措置児童受入枠の関係は次のとおり。

図表9-5

| 乳児院 | 代替養育必要数 | 施設入所枠 | 差 | 児童養護施設 | 代替養育必要数 | 施設入所枠 | 差 |
|--------|---------|-------|-----|--------|---------|-------|----|
| 令和7年度 | 80 | 186 | 106 | 令和7年度 | 683 | 688 | 5 |
| 令和8年度 | 76 | 174 | 98 | 令和8年度 | 658 | 683 | 25 |
| 令和9年度 | 75 | 169 | 94 | 令和9年度 | 631 | 690 | 59 |
| 令和10年度 | 69 | 163 | 94 | 令和10年度 | 606 | 661 | 55 |
| 令和11年度 | 63 | 137 | 74 | 令和11年度 | 577 | 575 | -2 |

上記図表9-5のとおり、令和11年度の児童養護施設において入所枠が不足する見込みとなった。これは各施設が本体施設において1ユニット4~6人単位の小規模化を推進しているものを、最終年度である令和11年度で国が求める最終の4人単位の定員を減少させる試算としたためである。そのため実際には6人まで対応できる整備をしていることから、里親等委託の進捗状況を注視しながら、本体施設におけるユニット当たりの定員を従前の6人で運用するなど、児童を受け入れるにあたって枠が不足しないように施設入所定員の確保を行う。

② 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

1 現行計画について

(1) 現行計画における基本的な考え方

- ・乳児院や児童養護施設については、児童福祉法第3条の2の規定に則り、「できるだけ良好な家庭的環境」を確保することが重要である。また、専門性を活かし、高機能化された養育や親子関係再構築に向けた保護者等への支援など質の高い個別的なケアを行い、里親や在宅家庭への支援など、さまざまな機能を担うこと（＝多機能化）も重要である。

- ・児童心理治療施設、児童自立支援施設についても、ケアニーズの非常に高いこどもへの対応など、その性質や実態等に鑑み、小規模化・多機能化を含めたその在り方について、国が示す方向性を踏まえ推進していくことが重要である。
- ・母子生活支援施設は、従来から母子を分離せずに入所させ、家庭養育の支援を実践してきた施設であり、児童虐待の未然防止の観点から、母子一体の支援を行っているという特性を踏まえ利用を促進していくことが重要である。合わせて特定妊婦等への産前から産後の切れ目のない支援なども重要である。

【目標】

○乳児院

- ・令和 11 年度末までに本体施設の小規模グループケア化を完了し、分園型小規模グループケア 13 か所を目標とする。
- ・令和 11 年度末までに一時保護専用施設（ユニット）3 か所を目標とする。

○児童養護施設

- ・令和 11 年度末までに本体施設の小規模グループケア化を完了し、地域小規模児童養護施設 39 か所、分園型小規模グループケア 15 か所、一時保護専用施設（ユニット）8 か所を目標とする。

○児童心理治療施設

- ・入所児童の高年齢化、入所期間の長期化が進むなか、支援の必要なこども数の推移を見守りながら、国が示す方向性に基づいた小規模化、多機能化を進める。

○児童自立支援施設

- ・施設退所後の相談・支援の仕組みづくりを行い、自立支援機能の充実に取り組む。
- ・こどもの権利擁護の観点から、個別支援（入所理由の振り返りと再発防止心理教育、被害に対する心理ケア、ソーシャルスキルトレーニング、性加害の再犯防止対策）を充実させるため、支援の体制強化を図る。

○母子生活支援施設

- ・ショートステイ専用施設（ユニット）1 か所を目標とする。
- ・特定妊婦等への産前から産後の切れ目のない支援を行う。

（2）直近の取組結果

- ・施設入所児童に出来る限り良好な家庭的環境を確保することを目標に、毎年度市管施設に対し整備計画の進捗状況についてヒアリングを行ない、設定目標の達成に向け、整備計画策定の助言を行うとともに整備補助を進めている。

○小規模化・地域分散化

- ・人格形成の基礎となる乳幼児期に養育者とこどもが心理的な絆である愛着関係を形成するこ

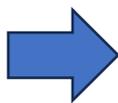
とで、こどもは生きていくために必要な安心感や信頼感の土台を築くことができることから、乳児院でのケアについては養育単位の小規模化をはかり、令和5年度末見込みにおいて6施設定員198人のうち、分園型小規模グループケアは2か所10人、本体施設内ユニットは21か所123人、令和5年度末時点における家庭的養育環境割合は67.2%となった。

図表9-6

| 乳児院 | 本体 | 本体内ユニット | | 分園 | | ショートステイ | | 一時保護 | |
|------------------------|-------------------------------|---------|-----|----|----|---------|----|------|----|
| | 定員 | 箇所 | 定員 | 箇所 | 定員 | 箇所 | 定員 | 箇所 | 定員 |
| 令和元年度末 | 188 | 21 | 123 | 2 | 10 | 2 | 2 | 0 | 0 |
| 令和2年度末 | 188 | 21 | 123 | 2 | 10 | 2 | 2 | 0 | 0 |
| 令和3年度末 | 188 | 21 | 123 | 2 | 10 | 2 | 2 | 1 | 6 |
| 令和4年度末 | 188 | 21 | 123 | 2 | 10 | 2 | 2 | 1 | 6 |
| 令和5年度末 | 188 | 21 | 123 | 2 | 10 | 2 | 2 | 1 | 6 |
| 家庭的養育割合 (小規模養育数÷定員) | 5年度末時点：67.2% (133/198) | | | | | | | | |
| 令和6年度末 (見込) | 189 | 21 | 123 | 2 | 9 | 2 | 2 | 1 | 4 |

- 本体施設については、6施設中4施設が小規模グループケア化を完了している。
- 分園型小規模グループケア本体施設近隣に用地の確保が困難なことから設置が進んでいない。
- 一時保護専用施設については、1施設のみ。今後の本体施設整備にあわせて整備していく。

- ・児童養護施設についても、できる限り家庭的な環境で、安定した愛着関係の下で養育することが望ましく、施設の形態を小規模グループケアや地域小規模児童養護施設に移行するなど、家庭的養護の推進に努めている。

| | | | |
|--------------|-----------|---|-----------|
| | 令和元年度末時点 | | 令和5年度末見込 |
| 定員 | 879人 | | 856人 |
| 本体施設内ユニット | 19か所 148人 |  | 30か所 229人 |
| 分園型小規模グループケア | 2か所 16人 | | 5か所 34人 |
| 地域小規模 | 11か所 66人 | | 21か所 125人 |
| 家庭的養育環境割合 | 26.1% | | 45.3% |

図表9-7

| 児童養護施設 | 本体 | | 本体内ユニット | | 分園 | | 地域小規模 | | ショートステイ | | 一時保護 | |
|------------------------|-------------------------------|----|---------|----|----|----|-------|----|---------|----|------|--|
| | 定員 | 箇所 | 定員 | 箇所 | 定員 | 箇所 | 定員 | 箇所 | 定員 | 箇所 | 定員 | |
| 令和元年度末 | 797 | 19 | 148 | 2 | 16 | 11 | 66 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 令和2年度末 | 733 | 20 | 160 | 4 | 28 | 15 | 90 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 令和3年度末 | 744 | 26 | 205 | 4 | 28 | 16 | 96 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 令和4年度末 | 709 | 26 | 205 | 4 | 28 | 20 | 120 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 令和5年度末 | 697 | 30 | 229 | 5 | 34 | 21 | 125 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 家庭的養育割合 (小規模養育数÷定員) | 5年度末時点：45.3% (388/856) | | | | | | | | | | | |
| 令和6年度末 (見込) | 625 | 32 | 235 | 5 | 30 | 24 | 143 | 4 | 15 | 0 | 0 | |

- 本体施設については、12施設中3施設が小規模グループケア化を完了している。
- 分園型小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設については、本体施設近隣に適当な用地等の確保が困難なことから設置が進んでいない。
- 一時保護専用施設については、今後の本体施設整備にあわせて整備していく。

○人材の育成と専門性の向上

- ・人材の育成や専門性を高めるために、各種研修の実施や人員配置の充実に努めている。
- 「児童養護施設等の職員の確保及び資質向上事業」でさまざまな研修に各施設の職員が参加し、支援力の向上を図るとともに、各施設において、就職見込みの学生が施設での実際の業務内容を体験することで就職後の早期離職の防止、定着化を図るため、実習生（非常勤アルバイト）として雇用するなどの取組を行っている。

図表9-8 令和5年度研修参加実績

| | 児童養護施設 | 乳児院 | 児童心理治療施設 | 母子自立支援施設 | 合計 |
|------|--------|-----|----------|----------|----|
| 宿泊研修 | 39 | 3 | 15 | 1 | 58 |
| 日帰研修 | 3 | | 3 | | 6 |
| 合計 | 42 | 3 | 18 | | 64 |

実習生の就職促進

| 施設種別 | 実習生人数 | 就職者数 |
|----------|-------|------|
| 乳児院 | 7 | 7 |
| 児童養護施設 | 2 | 2 |
| 児童心理治療施設 | 2 | 2 |
| 合計 | 11 | 11 |

○高機能化

- 施設等に入所するこどものうち被虐待児の割合は約7割、低出生体重児、障がい児など医療・療育を必要とするこどもの入所は約2割となっている現状から、高機能化に向け、専門職員を加配し、専門性の高い施設養育に取り組んでいる。

家庭支援専門相談員…（虐待などの理由で入所しているこどもの早期の家庭復帰や里親委託に向け、親子関係の再構築を図れるよう保護者を支援する役割を担う職員）…配置している乳児院3施設4人 児童養護施設6施設7人。

心理療担当職員…（虐待などで心理的ケアが必要なこどもに対し、専門的な心理療法を行う職員）…配置している乳児院は6施設8人 児童養護施設12施設17人。

- 令和2年度まで委託事業「施設退所児童自立生活支援事業」で実施していた自立支援について、措置費加算制度に移行となり、各施設に専任の**自立支援担当職員**を置き（児童養護施設11施設11人、児童心理治療施設3施設3人、母子生活支援施設4施設4人）、退所前の自立支援から退所後のアフターケアまで実施している。

○多機能化・機能転換

- こども相談センターの一時保護所が、おおむね2歳以上を入所対象としていることから、乳児院は2歳未満の多くの乳幼児の一時保護に対応している。こどもに関する情報把握が十分ではない状況での緊急の一時保護委託に対し、こどもの安全・安心な保護の実施に重要な役割を担っている。

令和5年度の乳児院への一時保護委託件数 83人

また、乳児院の多機能化として令和3年11月に一時保護専用ユニットを1か所整備した。

（図表9-9）一時保護委託 委託先別（委託時）相談種別委託児童数（令和5年度）

| | 養護相談 | | | | 保健 その他 | 合計 |
|----------------|----------|-------|------|------|-----------|-----|
| | 内虐待 | 障がい相談 | 非行相談 | 育成相談 | | |
| 警察等 | 68 | 30 | 0 | 36 | 2 | 106 |
| 児童 福祉 施設 | 児童養護施設 | 31 | 13 | | 2 | 33 |
| | 乳児院 | 82 | 28 | | | 83 |
| | 児童自立支援施設 | 3 | | 1 | 2 | 6 |
| | 児童心理治療施設 | 6 | 3 | | | 7 |
| | 障がい児関係施設 | 45 | 15 | 0 | 0 | 1 |
| その他施設 | 14 | 6 | | 3 | 3 | 20 |
| 里親 | 129 | 40 | 0 | 0 | 3 | 133 |
| その他 | 39 | 15 | 3 | 2 | 9 | 53 |
| 合計 | 417 | 150 | 4 | 41 | 22 | 487 |

- ・児童養護施設等運営法人 3 法人が里親養育包括支援事業を受託し、各こども相談センター管轄ごとに里親リクルートから研修・トレーニング、里親子マッチング、訪問支援と自立支援まで包括的に里親を支援する里親包括支援施設（フォスタリング機関）として業務を実施している。
- ・虐待死亡事例の2割程度を占める日齢0日児問題（予期せぬ妊娠をした妊婦が周囲に知られたくないとの思いから、医療機関・行政機関等に相談できないまま出産し、出産直後の実施を遺棄すること）への対応として、このような妊婦に寄り添い、専門的な知識・技術に基づき援助を行う産前産後母子支援事業を令和2年10月から母子生活支援施設（1か所）が受託し、実施している。

（3）令和6年末時点での目標達成の見込み

| 目 標（現行計画） | 達成の見込み | 要因分析 |
|--|--------|--|
| <乳児院> 本体施設の小規模グループケア25か所 分園型小規模グループケア2か所 一時保護専用施設1か所 | 未達成 | 必要な用地の確保に時間を要することに伴う本体オールユニット化の遅れによるもの |
| <児童養護施設> 本体施設の小規模グループケア36か所 地域小規模児童養護施設32か所 分園型小規模グループケア9か所 一時保護専用施設0か所 | 未達成 | 地域分散化を優先したことによる本体施設オールユニット化の遅れによるもの |
| <児童心理治療施設> 入所児童の高年齢化、入所期間の長期化が進むなか、支援の必要なこども数の推移を見守りながら、国が示す方向性に基づいた小規模化、多機能化を進める。 | — | 詳細は今後示される予定 |
| <児童自立支援施設> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設退所後の相談・支援の仕組みづくりを行い、自立支援機能の充実に取り組む。 ・ 心理療法室を増設し、カウンセリングの強化（被虐待児童、性被害児童へのトラウマ軽減除去、性加害児童の再犯防止）につなげる。 | 達成 | |
| <母子生活支援施設> <ul style="list-style-type: none"> ・ ショートステイ専用施設（ユニット）1か所を目標とする。 ・ 特定妊婦等への産前から産後の切れ目のない支援を行う。 | 達成 | |

2 資源等に関する地域の現状

(1) 策定要領に示された資源の必要量等

- ① 小規模かつ地域分散化した施設数
- ② 小規模かつ地域分散化した施設の入所児童数
- ③ 養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数
- ④ 養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配職員数
- ⑤ 養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施施設数
- ⑥ 一時保護専用施設の整備施設数
- ⑦ 児童家庭支援センターの設置施設数
- ⑧ 里親支援センター、里親養育包括支援（フォスターリング）事業の実施施設数
- ⑨ 妊産婦等生活支援事業の実施施設数
- ⑩ 市町村の家庭支援事業を委託されている施設数（事業ごと）

(2) 現在の整備・取組状況等、整備すべき見込量等

| | 現在の整備・取組状況(令和6年度末見込) | 整備すべき見込量等(令和11年度末時点) 令和6年7月再設定 |
|---|---|---|
| ① | 乳児院 ・小規模GC(本体施設) 21か所 ・小規模GC(分園型) 2か所 児童養護施設 ・小規模GC(本体施設) 32か所 ・小規模GC(分園型) 5か所 ・地域小規模児童養護施設 24か所 | 乳児院 ・小規模GC(本体施設) 21か所 ・小規模GC(分園型) 13か所 児童養護施設 ・小規模GC(本体施設) 52か所 ・小規模GC(分園型) 7か所 ・地域小規模児童養護施設 46か所 |
| ② | 乳児院(市所管施設の定員 198人) ・小規模GC(本体施設) 123人 ・小規模GC(分園型) 9人 児童養護施設(市所管施設の定員 798人) ・小規模GC(本体施設) 235人 ・小規模GC(分園型) 30人 ・地域小規模児童養護施設 143人 | 乳児院(市所管施設の定員 137人) ・小規模GC(本体施設) 84人 ・小規模GC(分園型) 53人 児童養護施設(市所管施設の定員 575人) ・小規模GC(本体施設) 240人 ・小規模GC(分園型) 38人 ・地域小規模児童養護施設 271人 |
| ③ | 家庭支援専門相談員の加配施設数 ・乳児院 3施設 ・児童養護施設 6施設 心理療法担当職員の加配施設数 ・乳児院 6施設 ・児童養護施設 12施設 自立支援担当職員の加配施設数 ・児童養護施設 11施設 | 家庭支援専門相談員の加配施設数 ・乳児院 6施設 ・児童養護施設 12施設 心理療法担当職員の加配施設数 ・乳児院 6施設 ・児童養護施設 11施設 自立支援担当職員の加配施設数 ・児童養護施設 12施設 |
| ④ | 家庭支援専門相談員の加配職員数 ・乳児院 4人 ・児童養護施設 7人 心理療法担当職員の加配職員数 ・乳児院 8人 ・児童養護施設 17人 自立支援担当職員の加配職員数 ・児童養護施設 11人 | 家庭支援専門相談員の加配職員数 ・乳児院 11人 ・児童養護施設 25人 心理療法担当職員の加配職員数 ・乳児院 10人 ・児童養護施設 19人 自立支援担当職員の加配職員数 ・児童養護施設 16人 |
| ⑤ | 親子支援事業の実施施設数 ・乳児院 0施設 ・児童養護施設 0施設 家族療法事業の実施施設数 ・乳児院 2施設 ・児童養護施設 1施設 | 親子支援事業の実施施設数 ・乳児院 4施設 ・児童養護施設 3施設 家族療法事業の実施施設数 ・乳児院 2施設 ・児童養護施設 1施設 |
| ⑥ | 一時保護専用施設(ユニット)の整備:1か所 | 一時保護専用施設(ユニット)の整備:9か所 |
| ⑦ | 児童家庭支援センター:1か所 | 児童家庭支援センター:1か所 仮置き数値(第3回部会で検討) |
| ⑧ | 里親支援センター:0か所 里親養育包括支援(フォスタリング)事業の実施施設:3か所 | 里親支援センター:4か所 里親養育包括支援(フォスタリング)事業の実施施設:0か所 |
| ⑨ | 妊産婦等生活援助事業の実施施設数:1か所 | 妊産婦等生活援助事業の実施施設数:1か所 |
| ⑩ | 子育て短期支援事業:大阪市内の乳児院・児童養護施設15か所(1,227人日) | 子育て短期支援事業:15か所(1,460人日) 仮置き数値(第3回部会で検討) |

3 計画期間における整備・取組方針等

(1) 基本的な考え方

施設の小規模化・地域分散化に取り組み、家庭的養育環境の割合は向上してきているものの、用地確保の影響等により令和11年度末には当初計画していた定員数まで整備が出来ない状況となっている。施設の小規模化等に伴う入所枠の減少スピードと里親等委託の増加スピードのバランスを注視しながら、施設整備の進捗管理を行うことで、代替養育を必要とするこどもの受け入れ枠が不足することがないように取り組みを推進する必要がある。

こうした状況を踏まえ、市管施設に対して、今後の5年間の年度ごとの整備計画と策定要領に求められる必要的記載事項について調査し、「『小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換』に向けた計画」の見直しを行った。

本計画においては、現行計画と同様、本体施設をすべて家庭的な小規模グループケアとし、里親等委託とあわせてすべてのこどもが家庭的な養育環境で生活できている状態を目指すこととし、毎年度各施設の計画進捗状況及び里親等委託数の状況を注視しながら、各施設とともに施設整備を進めていく。

また、各施設の小規模化・地域分散化に合わせて、本体施設における空きユニットを一時保護専用ユニットや本市が実施する子育て支援事業実施場所として順次転用を進めていく。

(2) 資源の整備・取組方針

- ・小規模化・地域分散化をすすめる家庭的養育環境を実現していくために施設整備に対して補助金を交付しているが、その整備量の見込みについては代替養育全体の必要数から里親等委託目標数を減じることで施設養育の必要数を算出し整備必要数を見込む。

図表9-10

| | 要保護児童数 | 里親等(里親・FH) | | | | | | | | | | 施設(乳児院・児童養護施設) | | | | | | | | | |
|--------|--------|------------|-------|------|-------|-------|-------|----------|-----|-----|-------|----------------|-------|------|-------|-------|-------|----------|-----|-----|-------|
| | | 3歳未満 | | 3~5歳 | | 6~17歳 | | 措置延長こども数 | | 計 | | 3歳未満 | | 3~5歳 | | 6~17歳 | | 措置延長こども数 | | 計 | |
| | | 人数 | 率 | 人数 | 率 | 人数 | 率 | 18歳 | 19歳 | 人数 | 率 | 人数 | 率 | 人数 | 率 | 人数 | 率 | 18歳 | 19歳 | 人数 | 率 |
| 令和7年度 | 1105 | 54 | 40.3% | 62 | 45.6% | 208 | 27.1% | 15 | 3 | 342 | 31.0% | 80 | 59.7% | 74 | 54.4% | 560 | 72.9% | 40 | 9 | 763 | 69.0% |
| 令和8年度 | 1099 | 60 | 44.1% | 68 | 51.9% | 217 | 28.5% | 16 | 4 | 365 | 33.2% | 76 | 55.9% | 63 | 48.1% | 546 | 71.5% | 39 | 10 | 734 | 66.8% |
| 令和9年度 | 1093 | 65 | 46.4% | 73 | 57.0% | 228 | 30.2% | 17 | 4 | 387 | 35.4% | 75 | 53.6% | 55 | 43.0% | 528 | 69.8% | 38 | 10 | 706 | 64.6% |
| 令和10年度 | 1083 | 71 | 50.7% | 79 | 62.2% | 237 | 31.7% | 17 | 4 | 408 | 37.7% | 69 | 49.3% | 48 | 37.8% | 510 | 68.3% | 38 | 10 | 675 | 62.3% |
| 令和11年度 | 1071 | 77 | 55.0% | 84 | 65.1% | 247 | 33.7% | 18 | 5 | 431 | 40.2% | 63 | 45.0% | 45 | 34.9% | 487 | 66.3% | 36 | 9 | 640 | 59.8% |

- ・「①施設で養育が必要なこども数の見込み」において示したように、施設入所枠の確保について国の定める里親等委託率や施設の小規模化・地域分散化を達成するよう取り組みを推進するが、その達成までの間は施設における受け入れ枠の確保に努め、施設に入所できないこどもが生じることがないように十分注意しながら施設の小規模化・地域分散

化を推進していく。

- 施設の小規模化・地域分散化の進捗に合わせて施設が保有する機能を有効に活用する機能転換を進めることとするが、その転用については一時保護専用ユニットへの転用検討や地域において必要とされる支援を展開するなど多機能化・高機能化を積極的に推進する。
- 施設の高機能化においては、専門性の高い職員の配置が不可欠であることから、職員の資質向上支援について引き続き取り組む。

(3) 年度ごとの整備目標

次の資源について、年度ごとの「定量的な整備目標」を次のとおり設定する。

| 資源 | 定量的な整備目標 | | | | |
|----|--|---|---|---|--|
| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ① | 単位 (か所) 乳児院 GC (本体) 21 GC (分園) 2 児童養護施設 GC (本体) 30 GC (分園) 3 地域小規 26 | 単位 (か所) 乳児院 GC (本体) 28 GC (分園) 3 児童養護施設 GC (本体) 35 GC (分園) 3 地域小規 30 | 単位 (か所) 乳児院 GC (本体) 28 GC (分園) 4 児童養護施設 GC (本体) 41 GC (分園) 3 地域小規 41 | 単位 (か所) 乳児院 GC (本体) 28 GC (分園) 5 児童養護施設 GC (本体) 40 GC (分園) 4 地域小規 43 | 単位 (か所) 乳児院 GC (本体) 21 GC (分園) 13 児童養護施設 GC (本体) 52 GC (分園) 7 地域小規 46 |
| ② | 単位 (人) 乳児院 GC (本体) 111 GC (分園) 9 児童養護施設 GC (本体) 206 GC (分園) 18 地域小規 155 | 単位 (人) 乳児院 GC (本体) 137 GC (分園) 13 児童養護施設 GC (本体) 202 GC (分園) 16 地域小規 179 | 単位 (人) 乳児院 GC (本体) 132 GC (分園) 17 児童養護施設 GC (本体) 236 GC (分園) 16 地域小規 245 | 単位 (人) 乳児院 GC (本体) 126 GC (分園) 21 児童養護施設 GC (本体) 214 GC (分園) 20 地域小規 257 | 単位 (人) 乳児院 GC (本体) 84 GC (分園) 53 児童養護施設 GC (本体) 240 GC (分園) 38 地域小規 271 |
| ③ | 【乳児院】 家庭支援：6施設 心理療法：6施設 【児童養護】 家庭支援：12施設 心理療法：12施設 自立支援：11施設 | 【乳児院】 家庭支援：6施設 心理療法：6施設 【児童養護】 家庭支援：12施設 心理療法：12施設 自立支援：11施設 | 【乳児院】 家庭支援：6施設 心理療法：6施設 【児童養護】 家庭支援：12施設 心理療法：12施設 自立支援：11施設 | 【乳児院】 家庭支援：6施設 心理療法：6施設 【児童養護】 家庭支援：12施設 心理療法：12施設 自立支援：12施設 | 【乳児院】 家庭支援：6施設 心理療法：6施設 【児童養護】 家庭支援：12施設 心理療法：12施設 自立支援：12施設 |

| | | | | | |
|---|---|---|--|---|---|
| ④ | 【乳児院】 家庭支援：2 心理療法：9 【児童養護】 家庭支援：9 心理療法：15 自立支援：13 | 【乳児院】 家庭支援：2 心理療法：9 【児童養護】 家庭支援：9 心理療法：16 自立支援：13 | 【乳児院】 家庭支援：2 心理療法：9 【児童養護】 家庭支援：11 心理療法：17 自立支援：13 | 【乳児院】 家庭支援：6 心理療法：10 【児童養護】 家庭支援：11 心理療法：18 自立支援：14 | 【乳児院】 家庭支援：5 心理療法：10 【児童養護】 家庭支援：13 心理療法：19 自立支援：16 |
| ⑤ | 【乳児院】 親子支援：1 家族療法：2 【児童養護】 親子支援：1 家族療法：1 | 【乳児院】 親子支援：1 家族療法：2 【児童養護】 親子支援：1 家族療法：1 | 【乳児院】 親子支援：2 家族療法：2 【児童養護】 親子支援：2 家族療法：1 | 【乳児院】 親子支援：2 家族療法：2 【児童養護】 親子支援：3 家族療法：1 | 【乳児院】 親子支援：4 家族療法：2 【児童養護】 親子支援：3 家族療法：1 |
| ⑥ | 一時保護専用施設（ユニット）整備：1か所 | 一時保護専用施設（ユニット）整備：3か所 | 一時保護専用施設（ユニット）整備：4か所 | 一時保護専用施設（ユニット）整備：5か所 | 一時保護専用施設（ユニット）整備：9か所 |
| ⑦ | 児童家庭支援センター：1か所 | 児童家庭支援センター：1か所 | 児童家庭支援センター：1か所 | 児童家庭支援センター：1か所 | 児童家庭支援センター：1か所 |
| ⑧ | 里親支援センター：4か所 里親養育包括支援事業：0か所 | 里親支援センター：4か所 里親養育包括支援事業：0か所 | 里親支援センター：4か所 里親養育包括支援事業：0か所 | 里親支援センター：4か所 里親養育包括支援事業：0か所 | 里親支援センター：4か所 里親養育包括支援事業：0か所 |
| ⑨ | 妊産婦等生活支援事業：1か所 | 妊産婦等生活支援事業：1か所 | 妊産婦等生活支援事業：1か所 | 妊産婦等生活支援事業：1か所 | 妊産婦等生活支援事業：1か所 |
| ⑩ | 子育て短期支援事業：15か所 | 子育て短期支援事業：15か所 | 子育て短期支援事業：15か所 | 子育て短期支援事業：15か所 | 子育て短期支援事業：15か所 |